

令和7年6月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年6月11日（月）午後4時00分～

開催場所 旧橋本市市民会館 1階ギャラリー

出席委員

（農業委員）

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	○	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	◎	6番	大西 敏夫	◎
7番	窪田 裕	○	8番	藤田 和久	×	9番	織田 利治	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	×
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
（21件）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（8件）

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）

議案第5号 非農地証明願いについて（4件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 7 年 6 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いしま
す。

会長 －会長挨拶－
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 5 番 米坂 佳久 委員
議席番号 6 番 大西 敏夫 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積促進計画(案)の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 21 件
です。議案第 1 号「農地利用集積促進計画(案)の決定について」
を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 提出番号 10 番は新規に農地を 7 筆も譲受されていますが、何
をされている人ですか。

窪田委員 譲受人は 20 代と若く、すでにシソ、柿を熱心に栽培されてい
ます。これから専業農家として農業をなさるそうです。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
ようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾するこ
とにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番、2 番

提出番号 1 番

高齢化のため、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、規
模拡大を考えていた譲受人は贈与で農地を取得します。何も問題
はありません。

提出番号 2 番

譲渡人から譲受人は売買により取得します。現状の農地は草が
生茂っていますが、譲受人は新規就農であり、不安はあるが、頑
張って耕作されるそうです。何も問題はありません。

- 田中委員 ●提出番号 3 番
譲受人は、農地の維持管理に苦慮していた高齢の譲渡人から贈与により取得します。譲受人は孫です。家族で柿を作られます。問題ないと考えます。
- 米坂委員 ●提出番号 4 番、5 番、6 番
提出番号 4 番
譲渡人は遠方に住んでおり、農地の維持管理に苦慮していたところ、柿の規模拡大を考えていた譲受人が売買で取得します。農地を見ましたが、柿畑の維持管理がきちんとしており、何も問題はありません。
提出番号 5 番、6 番
高野口町に居住する譲受人が遠方のため、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地（2 筆）を贈与により取得します。取得後は畑として利用します。問題ないと判断しました。
- 窪田委員 提出番号 7 番
恋野に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。譲受人は他所でも農業をしており、取得後は田および畑として利用されるそうです。問題はありません。
- 廣田委員 提出番号 8 番
この案件は後で出てくる 5 条と関連します。その時に一緒に説明します。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 2 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。
- 委員 異議なし
（議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について）
- 事務局 議案第 3 号について議案書に基づいて説明。
- 議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
- 林委員 ●提出番号 1 番
申請人は高野口町応其に居住する個人で、家族のために駐車場を増設します。何も問題ないと思います。
- 織田委員 ●提出番号 2 番
申請人は農地法の許可を申請しなくても大丈夫という誤った認識により、農業用倉庫と駐車場作成を事前に着工しており、事務局から厳重注意の上、始末書付での申請となっています。本人

は深く反省しており、始末書も提出され、隣接農地と水利の同意書もあり、仕方がないと判断しました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 ●提出番号 2 番について、農業用倉庫は 200 平米以下であれば農地法の許可申請は必要ないと思いますが 200 平米を超えていたのでしょうか。それとも駐車場も含めると農地法の許可申請が必要になるのでしょうか。

事務局 倉庫については、200 平米未満です。廣田委員のおっしゃるとおり、200 平米未満の農業用倉庫、農道等の設置は、県知事の許可を取らなくても農業委員会に届出を出し受理されれば転用は可能です。しかしながら、今回の申請は、農業用倉庫と駐車場及び砕石敷きのスペースを設置していたので、転用許可申請を提出して頂きました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 3 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

（議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について）

事務局 議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番

地元区長、水利組合の同意が得られています。店舗と駐車場の間には市道があります。また、近接している農地以外の土地に店舗を建設する計画です。

店舗のすぐ北側には農地があり、農作業時には農薬の散布等、色々と問題が出てくると思います。

雑種地と転用農地を含めると 3,000 平米を超えてきます。

注視しながら見守っていきたいと思います。今回の事例について皆さんのご意見等をお願いします。

廣田委員 ●提出番号 2 番

譲渡人の義父母が高齢となり、農地の維持管理に苦慮してところ、譲受人は 1 筆だった農地を分筆して 2 筆に分けて、1 筆は宅地に 1 筆は農地にして新規就農します。問題はないと思います。

窪田委員 ●提出番号 3 番、4 番

提出番号 3 番

譲受人は恋野にある宗教法人で、参拝者の駐車場が不足してお

り、増設を計画していたところ、譲渡人と話がまとまり、売買により取得します。近隣地権者、水利組合の了解も得ており問題はないと思います。

提出番号 4 番

区民の集会所を立て替えましたが、隣接地に駐車場を造成した方が、利便性が高まるとして譲渡人と話がまとまりました。隣接地に農地はなく問題はないと思います。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員

1 番の案件について、今回の事例について皆さんのご意見等をお願いしますと言うことですが、どのように判断すれば良いかわかりませんでした。どこに問題があるのか、事務局から説明をお願いします。

事務局

提出番号 1 番の案件です。この土地は第 3 種農地で原則転用可能な土地です。

おそらく石井委員がご指摘された問題点というのは、今回の転用は、雑種地を含めて農地転用を行なう計画になっているので、他法令の許可が下りないのではないかとご指摘いただいたと思われます。

結論を先に申し上げますと、今回の案件は、他法令の許可見込みがある案件です。よって、事務局は農地転用が妥当か否かのみを審議したら良いとと考えます。

池田委員

農地法の審議となりますので、住民の方が抱えている問題を考慮するということは、不躰な言い方かもしれませんが、不要かと考えます。また、今回のような規模の大きい案件は県の常設審議会にお諮りします。例えば農地の隣に大きな建物が建って、隣接農地で農業ができないような案件でない限り、不許可とはならないように考えます。転用された後に、近隣の農家をどう支援していくかが大事です。

石井委員

農地だけを見てみると、特段に問題はないと考えます。農家の支援についてはよく分かります。ただ、先ほど事務局からありますが、他法令との関係があります。雑種地の裏には農地があり、道を挟んで店舗があると等、色々な課題があります。他法令について、関係機関と連携して行きたいとご提案いたしました。

池田委員

他法令については、農業委員会総会では審議できません。農地法のみ審議いたしたいと考えます。石井委員よろしいでしょうか。

- 石井 もし、農地転用する隣の土地が雑種地で店舗が立って、その隣が農地だといった場合は同意書が必要になるのか、それだけ教えてください。
- 事務局 農地転用する際に、例として、農地転用する A 農地の東側に雑種地 B、さらにその東側に C 農地がある時に、C 農地の同意書が必要ですかとの質問だと思います。農地法上、同意書は法定添付書類ではありません。必ず同意書を取る必要はありません。
- 池田会長 橋本市では農地転用の際は隣地の農地所有者に同意書の印鑑依頼しています。しかし農地法上、隣接農地所有者の同意は必須ではありません。よって、同意が無くても許可申請に係る事務処理は進めるしかありません。ご理解をよろしくお願いします。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 4 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。
- 委員 異議なし
(議案第 5 号 非農地証明について)
- 事務局 議案第 5 号について議案書を基に説明。
- 平田委員 ●提出番号 1 番
すべての農地は山間地で、広域に渡っており確認は大変でした。いずれの農地も山林化しており、農地でない証明書を発行しても問題ないと思います。
- 山本裕之
委員 ●提出番号 2 番
申請地は昭和 55 年頃に申請人の祖父が防火水槽用地として、東家区に貸し出していた記録が残っています。今回、防火水槽を撤去するのに土地の地目を確認したところ、田になっていました。当該地は、40 年以上耕作されておらず、現況はコンクリート造りの防火水槽として使用されていることから、農地への復元は困難であり、やむを得ないと思います。
- 織田委員 ●提出番号 3 番
申請地は昭和 50 年頃、申請人の父が相続しました。相続人等は東京に在住しており、相続以降は耕作したことはなく、平成 6 年頃から山林化したと思われます。今回、申請地を売買する際に、地目が畑となっており、農地法の許可を取ろうとしましたが、現況を畑に戻すことが著しく困難なことから、仕方がないと思います。
- 廣田委員 ●提出番号 4 番

当該地は山林化しており、農地への復元は著しく困難であり、農地法第2条の農地ではありませんでした。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 提出番号1番について、合計地積10,399平米と広大な面積を山林にした理由を教えてください。

事務局 農地の所有者は奈良県に在住しています。申請者の親族が、かつらぎ町に在住しており、今後、土地の管理をかつらぎ町の親族に任せたいとのことです。当初は農地法第3条の許可を経て所有権移転するようにも考えましたが、農地はすべて山林化していたことから、山林に地目変更して所有権移転した方が望ましいことを事務局より助言し、今回の申請となりました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第5号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 各委員から提案事項等ありませんか。

閉会 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和7年6月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長（会長） 池田 泰子 印

署名委員 米坂 佳久 印

署名委員 大西 敏夫 印